

五泉市活き活き達人バンク設置要綱

(目的)

第1条 生涯学習の意欲を高め、主体的な学習活動の振興を図るため、「いつでも」「だれでも」「どこでも」気軽に学習活動ができることを目的として、生涯学習指導者(以下「指導者」という。)派遣制度を設置する。

(指導者の登録)

第2条 指導者の登録は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習活動に深い理解と誠意がある者で文化、芸術、教育、レクリエーション等について学識や特技を持ち実技指導のできる者。
- (2) 市内に在住、在勤する満20才以上の者、ただし、五泉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた者はこの限りでない。

(登録)

第3条 指導者の任期は3年とする。

- (1) 指導者の登録を希望する者は、生涯学習活動指導者登録書(以下「登録書」という)を教育委員会に提出する。

(派遣)

第4条 教育委員会は、学習者5人以上が集まったグループ(以下「依頼者」という。)の求めに対し、指導者を派遣する。

(運営)

第5条 教育委員会は、依頼者に対し、指導者を派遣するよう両者の調整を図るものとする。

(庶務)

第6条 指導者にかかわる事務は、教育委員会の事務局(五泉市教育委員会生涯学習課)において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成11年2月1日から実施する。

附 則

平成27年4月1日 改正